

改正の大綱から役員給与の改正案をみていくことします。範囲が拡大されたこと、現行制度では損金不算入とされていたものが損金算入されること、逆に現行制度では損金算入されていたものが条件を満たさないと損金不算入とされるなどといったものがあります。

(1) 定期同額給与
定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の源泉徴収等の後の手取額が同額である定期給与を追加します。

(2) 事前確定届出給与
①所定の時期に確定した数の株式を交付する給与を追加します。

②所定の時期に確定した数の新株予約権を交付する給与を追加します。(一定の新株予約権による給与にについての事前確定の届出を不要とします)

上記①、②は、市場価格のある株式又は市場価格のあるもので、役務の提供を受ける法人又はその法人の発行済株式の50%超を直接若しくは間接に保有する法人が発行したものに限ります。

④同族会社のうち、非同

上記③の状況を示す指標又は上記①の指標をいいまる数の市場価格のある株式を交付する給与を確定した数を限度とするものを及び業績運動指標を基礎として行使できる数が算定される新株予約権によるとするもので、役務の提供を受ける法人又はその法人の発行済株式の50%超を直接若しくは間接に保有する法人が発行したものに限りま

す。

⑤新株予約権による給与
①新株予約権による給与で事前確定届出給与又は利益運動給与の損金算入要件を満たさないものは、全額算入とされます。

②業績運動指標を基礎として算定される数の新株予約権を交付する給与で確定した数を限度とするもの及び業績運動指標を基礎として行使できる数が算定される新株予約権によるとするもので、役務の提供を受ける法人又はその法人の発行済株式の50%超を直接若しくは間接に保有する法人が発行したものに限りま

す。

⑥譲渡制限付株式、新

平成29年度税制改正

今回は、平成29年度税制改正の大綱から役員給与の改正案をみていくことします。

③利益その他指標を基礎として譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式による給与を対象から除外します。

④退職給与
⑤他の指標(勤務期間及び既に支

度)

⑥非居住者に対する支

付

■税理士 宮本 雄司

12



族法人との間に完全支配関係がある法人を対象の法人に追加します。(その非同族法人の報酬委員会における決定等の手続きを経て、株主総会又は取締役会において決議し、有価証券報告書等で開示されていることが要件とされます)

①役務の提供を受けた法人以外の法人が交付するものと譲渡制限付株式を対価とする費用について、譲渡制限が解除されることが確定した日の属する事業年度の損金の額に算入されます。(現行は譲渡制限が解除された日の属する事業年度)

②譲渡制限付株式を対価とする費用について、譲渡した場合は、その非居住者が居住者であったとした場合に、給与所得等が生ずることが確定した日ににおいて役務の提供を受けたこととして、その事業年度の損金の額に算入されます。

給与

①算定指標の範囲について、株式の市場価格の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標を追加します。

②算定指標の期

間を当該事業年度

後年の事業年度又は

将来の所定の時点

に使用する場合

に限ります)

③非居住者に対する支

付

した場合は、その非居住者が居住者であったとした場合に、給与所得等が生ずることが確定した日ににおいて役務の提供を受けたこととして、その事業年度の損金の額に算入されます。

④退職給与
⑤他の指標(勤務期間及び既に支

度)

⑥非居住者に対する支

付

式、新株予約権に係る部分については、平成29年10月1日以後に支給又は交付に係る決議(決議がない場合はその支給又は交付)をする給与について適用されます。その他の部分についても同様に適用されます。

今回の改正によって利益運動給与の損金経理要件の見直し等が行われる予定であり、動向に注目していくことが必要です。

利益連動給与の損金経理要件を見直しへ

算定指標の期間の変更等で

間を当該事業年度後年の事業年度又は将来の所定の時点若しくは期間を使用することができます。

これに伴い、損金経理要件について所要の見直しを行います)

②業績運動指標を基礎として算定される数の新株予約権を交付する給与で確定した数を限度とするもの及び業績運動指標を基礎として行使できる数が算定される新株予約権によるとするもので、役務の提供を受ける法人又はその法人の発行済株式の50%超を直接若しくは間接に保有する法人が発行したものに限りま

す。

全12回の連載が終了いたします。各回で説明していくように、役員給与については一定の制限等があるため、適用要件を十分に確認した上で給与設定が必要です。(おわり)